

アスベストモニタリングマニュアル(第 4.0 版)の改訂について

中央環境審議会の中間答申においては、解体現場におけるアスベスト大気濃度の測定場所について「敷地境界とすることを基本」としつつ、「集じん・排気装置の排気口やセキュリティゾーンの出入口での測定結果を活用することも検討する必要がある」としている。

今回のマニュアル改訂においては、アスベスト迅速測定法の普及・促進の観点も踏まえ、解体等現場からの漏えい監視のため、集じん・排気装置排気口での迅速測定方法について改訂を行う。

1. アスベストモニタリングマニュアル改訂の主旨

今回の改訂は、解体等現場からのアスベストの漏えいの有無を迅速に確認する観点から、現在“解体現場におけるアスベスト測定方法の紹介”として「参考資料」と位置付けられている「解体現場等における迅速な測定法」を、解体現場の漏えい監視のための集じん・排気装置排出口等の排出源直近における迅速分析法として「アスベストモニタリングマニュアル」における位置付けを変更するものである。

2. アスベストモニタリングマニュアル(第 4.1 版)案について

検討会による指摘等を踏まえ、事務局にて改訂案を作成し、事前に委員へ送付の上意見を伺った。

委員の指摘事項への対応方針は以下のとおりとした。

- ① 事務局案及び委員からの指摘事項において、上記 1. の範囲内のもの及び軽微なものについては、モニタリングマニュアルの修正を行った(資料 2-2 NO.1~36)。
- ② 指摘事項のうち、事務局にて修正の是非が判断できなかった点については、第 3 回検討会(今回)の検討事項とする(資料 2-2 NO.37~43)。
- ③ 従前の測定方法等への変更など、上記 1. の範囲外のもの、更に検討が必要と考え、今回の改訂案での修正はせず、今後の検討課題とした(資料 2-2 NO.44~50)。

・委員からの指摘事項及び対応案について

⇒ 資料 2 - 2 参照

・アスベストモニタリングマニュアル(第 4.1 版)案

⇒ 資料 2 - 3 参照